

ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 本県農林水産業が東日本大震災及び原子力災害からの復興を果たすためには、新たな産業を創出する地域産業の6次化を促進し、農林漁業者等の所得の向上と雇用の確保を図る必要がある。

第4期ふくしま地域産業6次化戦略(令和7年3月策定)に基づき、本県地域産業の6次化を力強く推進するため、農林漁業者等のマーケットインの志向に基づく商品開発、販売戦略の構築、さらには農林漁業者、加工業者、卸・小売業者、消費者等の多様な主体が連携して行う新商品開発等を支援する専門家を登録・派遣し、フォローアップを行う「ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業」を実施する。

(対象)

第2条 本事業による支援対象者は、福島県内において県産農林水産物を活用して地域産業6次化に取り組む農林漁業者等(以下「農林漁業者等」という。)とする。

(事業の内容)

第3条 県は、農林漁業者等が抱える課題等に対し、助言及び指導を行う専門家を「ふくしま地域産業6次化イノベーター」(以下「イノベーター」という。)として、「ふくしま地域産業6次化サポートセンター」に登録する。

2 県は、農林漁業者、加工業者、卸・小売業者、消費者等の多様な主体が連携して行う新商品開発等に対し、助言及び指導を行う専門家を「ふくしま地域産業6次化コーディネーター」(以下「コーディネーター」という。)として、「ふくしま地域産業6次化サポートセンター」に登録する。

3 登録に当たっては、イノベーターは公募により選定し、コーディネーターはイノベーターの中から事務局が選定するものとし、いずれもふくしま地域産業6次化イノベーター等検討委員会の審議を経て決定する。

4 県は、支援を要する農林漁業者等に対し、イノベーター及びコーディネーターを派遣する。

(事業の委託)

第4条 県は、前条の事業内容の実施について委託することができるものとする。

(派遣経費)

第5条 イノベーター及びコーディネーター派遣に係る経費については、別に定めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成26年5月15日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年4月10日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年5月9日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年5月8日から施行する。

附則 この要綱は、令和元年5月29日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年5月26日から施行する。

附則 この要綱は、令和7年4月25日から施行する。

附則 この要綱は、令和8年5月25日から施行する。